

庁舎等管理委託業務に係る電子入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 島根県が発注する庁舎等管理委託業務に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）を、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して行う場合の事務処理については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）及び庁舎等管理委託業務電子入札運用基準その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム 入札等の事務を執行するための電子情報処理組織であって、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札等に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。
- (2) 電子入札システム 入札等の手続を行う電子情報処理組織であって、電子調達システムを構成するものをいう。
- (3) 入札情報サービス 入札等の公告、説明書その他入札等の情報を公開する電子情報処理組織であって、電子調達システムを構成するものをいう。
- (4) 電子入札 入札等の手続を電子入札システムで行うものをいう。
- (5) 紙入札 入札等の手続を電子入札に代えて、書面で行うものをいう。
- (6) 電子くじ 入札等の落札又は決定となるべき同価の入札又は見積りをした者が2人以上あるときに、演算式により電子入札システムが落札者又は随意契約の相手方を決定する仕組みをいう。
- (7) ICカード 電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用する記録媒体であって、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を記録したものをいう。
- (8) ID・パスワード 随意契約に係る電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用するID及びパスワードをいう。
- (9) 登録 契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。
- (10) 契約担当者 会計規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。
- (11) 入札執行者 本庁にあっては各課（室）長又はグループリーダー、地方機関にあっては当該地方機関の長をいう。
- (12) 入札事務担当者 入札事務を担当する職員をいう。

(対象となる契約の種類)

第3条 電子入札の対象とする契約の種類は、次のとおりとする。

- (1) 県庁舎又は地方機関の庁舎の維持管理業務
- (2) 職員宿舎の維持管理業務

(対象外とする案件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる案件については、電子入札の対象外とする。

- (1) 入札金額又は見積金額に1円未満の端数が生じるおそれがあるもの

(2) 特殊な仕様の業務で、かつ、類似の業務の入札等の頻度が低いもの

(担当者の登録)

第5条 契約担当者は、あらかじめ電子入札システムを利用する担当者（以下「担当者」という。）を電子入札システムで登録しなければならない。

- 2 前項の担当者は、入札執行者又は入札事務担当者とする。
- 3 契約担当者は、担当者を変更する必要があるときは、電子入札システムで担当者の変更を行わなければならない。

(執行担当者等の指定)

第6条 契約担当者は、電子入札の執行担当者及び立会担当者を指定するものとする。

- 2 前項の執行担当者は入札執行者とし、執行担当者は立会担当者を兼ねることができるものとする。

(案件の登録)

第7条 担当者は、電子入札を行う案件について、電子入札システムで案件の登録を行わなければならない。

- 2 担当者は、登録した案件について修正を行い、又は登録した案件の電子入札を取りやめる必要があるときは、直ちに電子入札システムで修正又は取りやめを行わなければならない。
- 3 前項の場合において、一般競争入札の公告、指名競争入札の通知若しくは随意契約の見積りの依頼（以下「公告等」という。）を行った後に修正又は取りやめを行うときは、入札情報サービスにその旨を掲載しなければならない。

(入札案件情報の掲載)

第8条 担当者は、電子入札システムで登録した案件について、電子入札の公告、説明書、仕様書及び提出させる資料の様式等（以下「入札案件情報」という。）を入札情報サービスに掲載しなければならない。ただし、入札情報サービスに掲載することができないものについては、書面等で閲覧させ、又は配布することができるものとする。

- 2 担当者は、掲載した入札案件情報について修正を行い、又は削除する必要があるときは、入札情報サービスで修正又は削除を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、公告等を行った後に修正又は削除を行うときは、入札情報サービスにその旨を掲載しなければならない。

(入札参加申請)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に係る電子入札を行うときは、電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、電子入札システムで入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を登録させなければならない。ただし、当該一般競争入札が物品・委託等総合評価競争入札実施要領に規定する総合評価競争入札のときは、入札参加資格確認申請書に代えて提案書を登録させなければならない。

- 2 前項の申請書又は提案書には、入札参加資格確認資料その他電子入札に参加するために必要な資料（以下「提出資料」という。）を添付して登録させるものとする。
- 3 契約担当者は、提出資料が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加者に、当該提出資料を持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で送付するよう求めなければならない。
 - (1) 提出資料の電子ファイルの容量が、1メガバイトを超えるものであるとき。

- (2) 提出資料の電子ファイルが、ウィルスに感染していることが認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、持参し、又は郵便等で送付することが適当であると認められるとき。
- 4 契約担当者は、提出資料の電子ファイルを、書面にして保存しなければならない。
- 5 契約担当者は、提出資料の内容を確認し、補正が必要なときは、当該入札参加者に補正を求めなければならない。この場合、補正後の提出資料は、持参又は郵便等で送付させるものとする。
- 6 担当者は、提出資料が適正と認められたときは、当該入札参加者に、電子入札システムで入札参加資格確認申請書受付通知書又は提案書受付通知書を発行しなければならない。
- 7 契約担当者は、申請書又は提案書を登録した入札参加者について、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査しなければならない。この場合、入札参加資格がないと認められた入札参加者は、電子入札に参加させてはならない。

（入札等の通知）

- 第10条 担当者は、前条に規定する申請書又は提案書を登録した入札参加者に、電子入札システムで入札参加資格確認通知書又は提案書審査結果通知書を発行しなければならない。
- 2 担当者は、指名競争入札に係る電子入札を行うときは、指名をする者に、電子入札システムで指名通知書を発行しなければならない。この場合において、当該指名競争入札が総合評価競争入札のときは、指名をする者に、電子入札システムで提案書を登録させなければならない。
 - 3 前条第2項から第7項まで及び第1項の規定は、前項後段に規定する総合評価競争入札に係る手続について準用する。
 - 4 担当者は、随意契約に係る電子入札で特定の者に見積りを依頼するときは、見積りを依頼する者に、電子入札システムで見積依頼通知書を発行しなければならない。

（入札書等の登録）

- 第11条 契約担当者は、電子入札の入札参加資格を認めた入札参加者、指名をした者又は見積りを依頼した者（以下「入札者等」という。）に、電子入札システムで入札書、見積書、入札辞退届又は見積辞退届（以下「入札書等」という。）を、次項に規定する期間内に登録させなければならない。この場合において、入札書等の内訳書が必要なときは、当該入札書等に当該内訳書を添付して登録させるものとする。
- 2 契約担当者は、入札書等を受け付ける期間（一般競争入札及び指名競争入札の場合は入札期間、随意契約の場合は見積期間をいう。以下「入札書等受付期間」という。）を設けるものとする。
 - 3 前項の入札書等受付期間は、原則として、2日以上連続とした期間とする。この場合において、期間の始期は入札参加資格確認通知書、提案書審査結果通知書、指名通知書又は見積依頼通知書の発行予定日時、終期は入札書受付締切日時又は見積書受付締切日時（以下「入札書等受付締切日時」という。）とし、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）に規定する県の休日は、1日に算入しない。
 - 4 入札者等が、入札書等受付期間内に、電子入札システムで入札書等を登録しなかったときは、当該入札者等は、電子入札を辞退したものとして扱う。
 - 5 担当者は、入札書等受付締切日時が経過した後、入札者等に、電子入札システムで入札書締切通知書又は見積書締切通知書を発行しなければならない。

（紙入札の承認）

- 第12条 契約担当者は、電子入札を行う案件について、紙入札での参加を申し出た入札参加者又は入札者等があるときは、当該入札参加者又は入札者等に、紙入札参加承認願を提出させなければならない。
- 2 契約担当者は、紙入札参加承認願が提出された場合において次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、紙入札を認めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する調達契約に係る入札等である場合
 - (2) 入札参加者又は入札者等が、ICカードを取得するための手続中であり、指定した日時までに、電子入札システムで申請書、提案書又は入札書等を登録することができないと認められる場合
 - (3) 天災、停電、プロバイダー又は通信事業者に起因する通信障害等が生じたため、入札参加者又は入札者等が、指定した日時までに、電子入札システムで申請書、提案書又は入札書等を登録することができないと認められる場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合
- 3 契約担当者は、紙入札を承認するときは、紙入札参加承認願を提出した入札参加者又は入札者等に、申請書、提案書若しくは入札書等の提出期限又は提出日時、提出場所及び提出方法その他必要事項を書面で通知しなければならない。
- 4 前項の規定により紙入札を承認した手続は書面によることとし、前3条の規定は適用しない。

（電子入札等の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者等の電子入札は無効とする。

- (1) 電子入札に参加することができない者が電子入札をしたとき。
 - (2) 入札保証金の納付その他の電子入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 電子入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。
 - (4) 同一人が、同一事項について2以上の電子入札をしたとき。
 - (5) ICカードを不正に使用して電子入札をしたとき。
 - (6) ID・パスワードを不正に使用して電子入札をしたとき。
- 2 紙入札について、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。
- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき。
 - (2) 入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。
 - (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
 - (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
 - (6) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるため、必要な記載事項を確認できないとき。

（開札）

第14条 一般競争入札及び指名競争入札に係る電子入札の開札は、原則として、入札書等受付期間の末日の翌日以降に行うものとする。この場合において、翌日が、島根県の休日を定める条例に規定する県の休日当たるときは、県の休日の翌日とする。

- 2 入札執行者は、開札にあたって、開札場所への関係者以外の出入りを制限するなど、その手続に支障が生じないよう十分な配慮をしなければならない。
- 3 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等又はその代理人が開札に立ち会うことができる場所を確保し、当該入札者等又はその代理人を開札に立ち合わせなければならない。
- 4 前項の場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該電子入札の事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 5 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続を開始しなければならない。
- 6 開札の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等、その代理人又は職員を立ち会わ

せて書面による入札書等の確認を行う。

- (2) 担当者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等又はその代理人が提出した入札書等に記載された金額を電子入札システムで登録する。
 - (3) 入札執行者は、予定価格調書を開封し、担当者は、当該予定価格を電子入札システムで登録する。この場合において、立会担当者は、署名を行うものとする。
 - (4) 担当者は、総合評価競争入札による電子入札のときは、価格評価点の満点及び入札者等の業務提案評価点を電子入札システムで登録する。
 - (5) 入札執行者は、前各号の手続が終了した後、担当者に開札を指示する。
- 7 担当者は、開札の結果、無効な電子入札があったときは、当該入札者等に、電子入札システムで無効通知書を発行しなければならない。この場合において、執行担当者及び立会担当者は署名を行わなければならない。
 - 8 入札執行者は、開札の結果、無効な紙入札があったときは、当該入札者等に、口頭又は書面でその旨を通知しなければならない。
 - 9 第1項、第2項、第5項、第6項第2号、同項第3号、同項第5号及び前2項の規定は、随意契約に係る電子入札において、見積書締切通知書を発行した後の手続について準用する。

(保留)

第15条 担当者は、一般競争入札及び指名競争入札に係る電子入札の開札の結果を保留する必要があるときは、当該電子入札の入札者等に、電子入札システムで保留通知書を発行しなければならない。この場合において、執行担当者及び立会担当者は署名を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、入札執行者は、当該電子入札に紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等に、口頭又は書面でその旨を通知しなければならない。
- 3 入札執行者は、保留した電子入札の手続を開始するときは、当該電子入札の入札者等に、口頭又は書面でその旨を通知しなければならない。
- 4 前3項の規定は、随意契約に係る電子入札において、契約の相手方の決定を保留するときの手続について準用する。

(落札者の決定)

第16条 入札執行者は、一般競争入札及び指名競争入札に係る電子入札の開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札書等を登録した入札者等があるときは、当該入札者等を落札者とするものとする。

- 2 落札となるべき同価の入札書等を登録した入札者等が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじで落札者を決定する。
- 3 落札となるべき同価の入札書等を登録した入札者等が2人以上ある場合で、当該入札等に紙入札による入札者等があるときは、電子入札システムの電子くじに代えて、別のくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者等のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札等事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 担当者は、落札者が決定したときは、当該電子入札の入札者等に、電子入札システムで落札通知書を発行しなければならない。この場合において、執行担当者及び立会担当者は署名を行わなければならない。
- 5 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等に、口頭又は書面で落札者が決定した旨を通知しなければならない。
- 6 前4項の規定は、随意契約に係る電子入札において、契約の相手方を決定したときの手続について準用する。この場合において、契約の相手方を決定した旨の通知は、電子入札システムで決定通知書を発行して行わなければならない。

(再度入札)

第17条 担当者は、一般競争入札及び指名競争入札に係る電子入札の開札の結果、落札となるべき価格の入札書等の登録がない場合で、再度入札をするときは、当該電子入札の入札者等に、電子入札システムで案件の名称、入札書受付開始日時、入札書受付締切日時、開札日時、最低価格その他必要事項を記載した再入札通知書を発行しなければならない。

- 2 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等に、再度入札の入札書等の提出日時又は提出期間、提出場所及び提出方法その他必要事項を口頭又は書面で通知しなければならない。
- 3 再度入札及びその開札に関する手続は、前6条の規定によるものとする。ただし、第14条第6項第3号に規定する予定価格並びに同項第4号に規定する価格評価点の満点及び業務提案評価点は、これを登録しないものとする。
- 4 前3項の規定は、随意契約に係る電子入札において、再度の見積りを依頼するときの手続について準用する。この場合において、再度の見積りを依頼するときは、電子入札システムで再見積通知書を発行しなければならない。

(不調)

第18条 入札執行者は、一般競争入札及び指名競争入札に係る電子入札の開札の結果、予定価格の制限の範囲内で落札となるべき価格の入札書等を登録した入札者等がない場合で、電子入札を打ち切るときは、当該電子入札の入札者等に、電子入札システムで不調通知書を発行しなければならない。

- 2 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、当該入札者等に、口頭又は書面で電子入札を打ち切る旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、随意契約に係る電子入札において、当該電子入札を打ち切るときの手続について準用する。

(不落随意契約)

第19条 担当者は、第17条に規定する再度入札の開札の結果、予定価格の制限の範囲内で落札となるべき価格の入札書等を登録した入札者等がない場合で、最低の金額の入札書等を登録した入札者等と随意契約を行うときは、電子入札システムで、当該電子入札の入札者等に不落随意契約通知書を発行するとともに、見積りを依頼する者に、案件の名称、見積書受付開始日時、見積書受領期限、見積合せ実施日時その他必要事項を記載した見積依頼通知書を発行するものとする。

- 2 第11条から第13条まで、第14条第1項、同条第2項、同条第5項、同条第6項第2号、同項第3号、同項第5号、同条第7項、同条第8項及び第15条から前条までの規定は、不落随意契約通知書を発行した後の手続について準用する。

(紙入札への変更)

第20条 入札執行者は、発注機関の使用に係る電子計算機の障害その他やむを得ない事由により、電子入札システムを使用することができなくなったときは、紙入札の方法で入札等を行うものとする。

- 2 入札執行者は、前項の規定により紙入札の方法に変更したときは、当該紙入札に参加する者に、次に掲げる事項を電話等の確実な方法で連絡するとともに、直ちに書面で通知しなければならない。
 - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
 - (2) 電子入札システムで登録された入札書等は、無効とすること
 - (3) 書面で入札書等を提出しなければならないこと
 - (4) 入札期日、開札日時及び開札場所その他紙入札に関する必要な事項

- 3 紙入札に変更した入札等については、電子入札システムで登録された入札書等は無効とし、電子入札システムに登録された当該電子入札は、不調として扱うものとする。

(入札等の結果の公開等)

第21条 担当者は、当該電子入札の入札者等に、電子入札の入札結果を電子入札システムで公開しなければならない。

- 2 入札執行者は、紙入札による入札者等があるときは、電子入札システムの落札状況一覧を印刷し、これで入札結果を通知するものとする。
- 3 入札執行者及び入札事務担当者は、電子入札を行った案件について、電子入札システムの落札状況一覧を印刷し、これに記名押印をして保存しなければならない。

(補足)

第22条 この要領で定める庁舎等管理委託に係る電子入札の運用及びこれに関連する手続については、島根県電子調達共同利用システムポータルサイトに掲載されている操作マニュアル等によるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行する。